

# 特殊車両の指導・取締の実施

大きな車・重量のある車は通行許可が必要です！！

## 特殊車両とは？



※ひとつでも超えると「特殊車両」です※

令和2年7月22日(水)に国道7号鶴岡防災ステーションにおいて、**特殊車両の指導取締**を行いました。

重量オーバーの車両が道路を通行すると、わだちやひび割れが発生したり、橋が傷んだり道路に大きな負担をかけてしまいます。また、大きな車は重大な事故につながる危険もあるため、車幅や長さ、重量などが一般的制限値を超える特殊車両は通行許可証が必要となります。

本指導は**道路の保全と交通の危険防止**を図るため、**特殊車両通行許可が適正に履行されているかどうかを確認し、違反車両に対しては必要な措置を命じることを目的**として行われています。

## 特殊な車一例

トラッククレーン



バン型セミトレーラ



重量物運搬型セミトレーラ



## 特車の申請は...

特車オンライン申請



<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>



道路の異状は

#9910

(通話料無料)  
落下物や穴など、道路の異状はこの番号にご連絡ください。



↑長さの計測の様子